

# ＜令和 7 年度版＞ 副食費補足給付事業のお知らせ

## Q 1. どのような制度ですか？

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（私学助成園）に通う幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費のうち副食費※<sup>1</sup> 相当額を補助する制度です。

※<sup>1</sup> 副食費とは、おかず代やおやつ代などのことです。主食費（米、麺、パンなど）は対象外です。

## Q 2. どのような場合に補助の対象になりますか？

下記の①～③のすべてに該当する場合、補助の対象となります。

- ① 市川市に住民票があること。
- ② 当該年度の 4 月から 3 月において、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（私学助成園）に在園していること（年度途中入園も含む）。
- ③ 下記のいずれかに該当していること。
  - (1) 世帯（父母など）の市民税所得割額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当世帯）である場合※<sup>2</sup>
  - (2) 所得に関わらず、小学校 3 学年修了前の兄弟から数えて第 3 子以降の場合
  - (3) 市民税世帯非課税者※<sup>3</sup> の場合

※<sup>2</sup> 市民税所得割額：4 月～8 月分は前年度の市民税所得割額、9～3 月分は当該年度の市民税所得割額。

※<sup>3</sup> 市民税世帯非課税者：生活保護世帯、障害者・未成年者・（みなし）寡婦・寡夫（前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）、里親。

## Q 3. 補助の金額はいくらですか？

1 食当たりの副食費相当額 × 給食提供日数 = 補助額（上限額：月額 4,900 円）

- ・ 実際にかかる副食費相当額（各施設により異なります）をもとに算定し、上限額と比較して低い方の額を補助します。
- ・ 月額 4,900 円を超過した分は補助されません（保護者負担）。

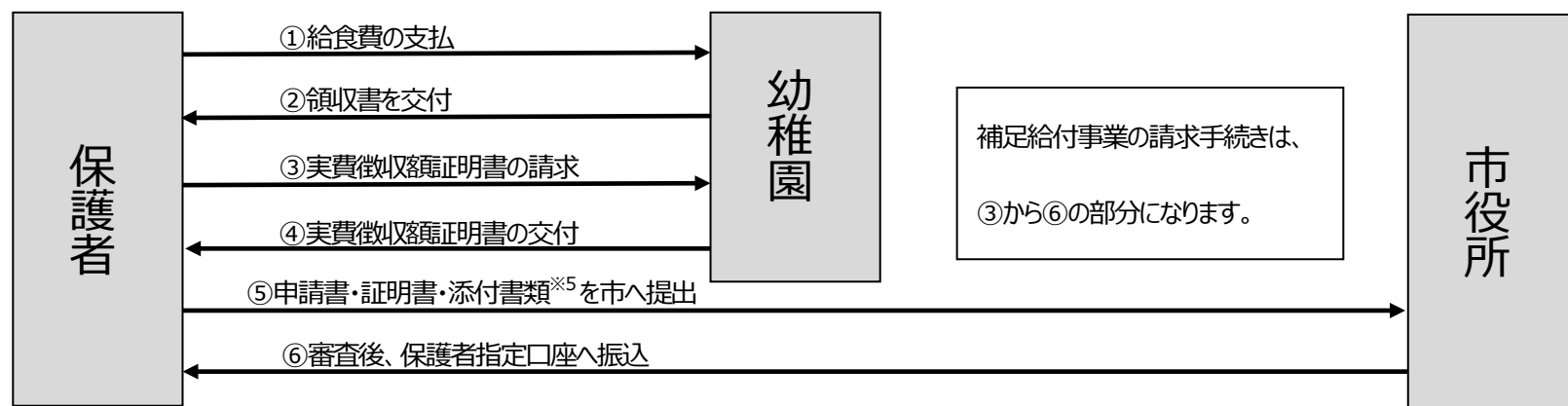
## Q 4. 補助の振込方法はどうなりますか？

補助金は、ご提出いただく申請書に記載された口座※<sup>4</sup> へ振り込みます。

※<sup>4</sup> 預かり保育をご利用の方は、預かり保育の無償化給付(施設等利用給付)の請求書にご記入いただいた口座と同一の口座を記入してください。  
(異なる口座を記入された場合は、預かり保育で指定された口座に振り込みます)

**必要書類等については、裏面をご覧ください。**

## Q5. 手続きの流れはどうなりますか？



※5 添付書類については Q6 の＜該当する方は下記の添付書類も提出が必要です＞をご覧ください。

## Q6. 申請に必要な書類は何ですか？

### ＜全員提出が必要なもの＞

|                                         |              |
|-----------------------------------------|--------------|
| ① 市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金交付申請書    | 保護者の方が作成する書類 |
| ② 市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金実費徴収額証明書 | 園が作成する書類     |

### ＜該当する方は下記の添付書類も提出が必要です＞

| 該当する状況                         | 必要な添付書類                    |
|--------------------------------|----------------------------|
| (4～8月分) 令和6年1月1日時点の住民票が市川市以外の方 | 令和6年度課税（非課税）証明書※6          |
| (9～3月分) 令和7年1月1日時点の住民票が市川市以外の方 | 令和7年度課税（非課税）証明書※6          |
| ひとり親世帯                         | 戸籍全部事項証明書（発行されて3ヶ月以内のもの）※7 |
| 生活保護受給者                        | 生活保護受給証明書※7                |
| 児童福祉法第6条の4に規定する里親の方            | 里親であることを証する書類※7            |

※6 海外赴任中等で課税証明が提出できない方については、下記担当までご連絡ください。

※7 年度の初回申請時に提出してください。提出後、状況に変更が生じた場合は下記担当までご連絡ください。

## Q7. 申請はいつまでにすればいいですか？

下記提出期限までに郵送または窓口にて必要書類をご提出ください（こども施設入園課あて）。

各幼稚園で取りまとめる場合もありますので、提出先は在籍する幼稚園にご確認ください。

| 対象年月           | 提出期限（※8）         | 支払予定日      |
|----------------|------------------|------------|
| 令和7年（4月～6月分）   | 令和7年 7月18日（金）必着  | 令和7年 9月下旬  |
| 令和7年（7月～9月分）   | 令和7年 10月17日（金）必着 | 令和7年 12月下旬 |
| 令和7年（10月～12月分） | 令和8年 1月16日（金）必着  | 令和8年 3月下旬  |
| 令和8年（1月～3月分）   | 令和8年 4月7日（火）必着   | 令和8年 5月下旬  |

※8 本事業は単年度事業であり、年度を越えての申請はできません。ご注意ください。

## Q8. 申請に必要な書類はどこで入手できますか？

通園先の園もしくは市川市公式 Web サイトから入手してください。

二次元コードはこちら→



【提出・問合せ先】

〒272-8501

市川市八幡1-1-1 市川市役所第1庁舎2階

市川市 こども部 こども施設入園課 事業管理グループ

TEL：047-704-0255